

坂井市新産業共創事業提案プロポーザル実施要領

1 目的

坂井市では、人口減少や高齢化、社会ニーズの変化、後継者不足などを背景に既存産業が衰退する中、地域の経済的価値を高め、持続可能なまちづくりを進めることが必要である。

そのため、坂井市新産業共創事業（以下「共創事業」という。）を実施し、革新的な技術やアイデアを持つスタートアップの誘致、成長支援による新たな産業の創出に取り組むとともに、スタートアップの持つ技術を生かしながら、既存産業との価値の共創や地域内起業の促進、雇用の創出を図ることを目的とする。

については、共創事業実施に向けて、方向性や具体的な取組内容、資金計画等に関する提案を受けるため、以下のとおり必要な事項を定める。

2 概要

(1) 名称

坂井市新産業共創事業提案プロポーザル

(2) 提案内容

① 共創事業に係る提案

ア 事業スキーム

スタートアップの誘致、伴走支援、既存産業との価値共創を通じて本市に新産業を創出する事業スキームを提案すること。なお、事業期間は令和7年度から概ね10年間を想定している。

(想定される共創事業の内容)

- ①スタートアップの活動拠点であり、市内外の多様な人材が集まることのできるワーキングスペースの整備
- ②有力スタートアップの誘致、上記拠点における活動支援
- ③ファンド組成によるスタートアップへの資金供給
- ④ハンズオン支援(定期的なメンタリング、市内事業者とのマッチング等)

※ 上記の事業期間、事業内容は素案を示したものであり、事業実施にあたっては事業実施者との協議により見直すものとする。

イ テーマ

本市の立地や資源、周辺環境等を勘案し、誘致の対象とするスタートアップの産業分野や技術テーマを整理し、提案すること。なお、提案においては、市内の既存産業との連携の可能性を考慮すること。

ウ KPI

地域への経済効果を踏まえたK P Iを提案すること。またK P Iの達成に向けた具体的な取組を提案すること。

エ 資金計画

事業期間内の各年度の事業費とその財源について提案すること。なお、財源には国庫支出金などの公的資金、ファンド組成による民間資金を積極的に活用するものとする。また、共創事業はアドバイザー業務やコンサルティング業務などとは異なり、事業実施者に対して、事業推進主体としての自主的、主体的で先導的な取組と責任を求めるものであることから、事業実施者の自己資金の拠出（出資等）を必須とする。公的資金を活用する場合は、必要に応じて申請書類等の作成を支援するものとする。

② 申請等の支援

国庫支出金や県支出金制度を活用する場合、必要に応じて申請書類の作成等を支援すること。また、国県の検査等が入った場合、必要書類の提出及び事情聴取等をされることがあるため、関係書類等を保管し検査に対応できるようにすること。

(3) 費用

提案に係る費用は、参加者の負担とする。

(4) 共創事業の実施

共創事業は、財源の確保、予算に関する議会承認等の状況を踏まえて決定するため、本プロポーザルでは優先事業者を選定するが、令和7年度以降の事業実施を確約するものではない。また、事業を実施しないこととなった場合においても、本市はそれまでに要した費用は一切負担しない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、公告日時点において次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本事業の目的を理解し、法人格を有する団体であること。
- (2) 過去3年以内において、地方自治体と共同（業務委託を含む）で、2概要(2)内容①において想定する共創事業と類似の事業を行った実績を有すること。

4 欠格事項

次に掲げる者は、本プロポーザルに参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- (2) 申請時において、地方自治体から入札の参加者資格を取り消されている者
- (3) 応募受付期間において、会社更生法に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納している者
- (5) 過去に行政処分または労働基準監督署からの是正勧告を受けている者
- (6) 応募締切日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者
- (7) 次の各号のいずれかに該当すること、または次の各号に掲げる者が、団体の経営に実質的に関与していること
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - ⑥ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 次の各号のいずれかに該当する者から直接または間接的に支援を受けている者
 - ① 坂井市新産業共創事業提案プロポーザル選定委員会の委員
 - ② 坂井市議会議員
 - ③ 坂井市職員
 - ④ 坂井市政治倫理条例（平成19年坂井市条例第1号）第3条第1項及び同施行規則（平成19年坂井市規則第2号）第3条に規定する「議員及び市長等の配偶者、2親等以内又は同居の親族及び議員及び市長等が役員をしている企業」並びに「議員及び市長が実質的に経営に携わる企業（市の出資法人を除き、次に掲げる企業をいう。）」
 - (ア) 議員及び市長等が資本金、その他これらに準ずるものの5分の1以上を出資している企業
 - (イ) 議員及び市長等に年額100万円以上の報酬等を支払っている
 - (ウ) 議員及び市長等が経営方針に関与している企業

5 実施スケジュール及び公表方法

(1) 実施スケジュール

項目	日程
募集開始	令和7年2月3日(月)
質問書の提出期限	令和7年2月12日(水)
質疑回答期間	令和7年2月13日(木)～17日(月)
参加表明書等の提出期限	令和7年2月21日(金)
企画提案書類の提出期限	令和7年2月28日(金)
企画提案書類等の審査	令和7年3月5日～12日 予定
選定結果の通知	令和7年3月14日～19日 予定

(2) プロポーザル実施の公表方法等

- ①実施の公表 坂井市掲示板に公告、坂井市ホームページ上で公表及び公告
- ②様式等 配布方法 坂井市ホームページからダウンロード
配布開始 令和7年2月3日(月)から

6 プロポーザルへの参加表明について

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類等を提出すること。

(1) 参加表明書等の提出

- ①提出書類 次の書類を正本1部、副本各7部提出すること。副本7部は複写可とする。添付書類1～3は各1部とする。
 - プロポーザル参加表明書(様式第1号)
 - 参加資格に関する誓約書(様式第2号)
 - 業務実績確認書(任意様式)
 - 添付書類1 決算報告書 直近3期分
 - 添付書類2 法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - 添付書類3 国税の納税証明書
 - 添付書類4 主たる事務所所在地の地方税について滞納がない旨の証明書
- ②提出期間 令和7年2月3日(月)～令和7年2月21日(金)
午後5時(必着)
- ③提出場所 坂井市役所総合政策部企画政策課
- ④提出方法 直接持参又は郵送すること(必着)とする。
持参による受付は、午前8時30分から午後5時まで(土日、

祝日を除く)。郵送により提出する場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加表明書等在中」と朱書きし、書留郵便により、提出期限までに必着。また、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。なお、本市は郵送事故等の責任は、一切負わない。

- ⑤その他 (ア) 提出期限内に参加表明書等を提出しなければ、本プロポーザルに参加することはできない。
- (イ) 提出された参加表明書等は、変更できないものとし、またその理由に関わらず返却しない。
- (ウ) 参加表明書等の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。
- (エ) 参加表明書の提出日以降に参加を辞退する場合は、2月21日(金)午後5時までに、書面による辞退届(任意様式、押印有 ※会社印および代表者印を押印)を、企画政策課へ直接持参又は郵送すること。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 企画提案書(任意様式)
- (2) 提出部数 正本1部、副本7部提出すること。また、PDF形式のデータをCDなどに格納して1部提出すること。
- (3) 提出期間 令和7年2月3日(月)～2月28日(金)午後5時(必着)
- (4) 提出場所 坂井市総合政策部企画政策課
- (5) 提出方法 直接持参又は郵送すること(必着)とする。

持参による受付は、午前8時30分から午後5時までの(土日、祝日を除く)。郵送により提出する場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きし、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。また、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。なお、本市は郵送事故等の責任は、一切負わない。

企画提案書等を受理した後は、追加・訂正は認めない。また、提出された企画提案書等は、返却しない。

(6) 企画提案書作成上の留意事項

① 企画提案書

- (ア) 本プロポーザルの実施目的の内容を踏まえて、具体的に提案すること。
- (イ) 記載必須項目

- 1) 共創事業に関する提案内容
- 2) 実施スケジュール
- 3) 業務実施体制
- 4) 資金計画

(ウ) 企画提案書の中で、第3者の著作権を使用する場合は、著作権法に定められた場合を除き、当該第3者の承諾を得ること。

(エ) 提案は1者につき1提案とする。提出後の変更・加筆は、認めない

(オ) 正本の表紙のみ参加者名を記載し代表者印を押印すること。副本の表紙には参加者名を記載しないこと。審査の公平を期すために、正本の表紙以外に、参加者名称、略称、記号等、参加者を特定できる内容を記載しないこと。

8 質問の受付

参加表明書の提出又は企画提案書等の提出に関して質問がある場合は、質問書（様式第3号）により受け付ける。

(1) 提出先 坂井市総合政策部企画政策課

E-mail : kikaku@city.fukui-sakai.lg.jp

(2) 提出期間

令和7年2月3日（月）～令和7年2月12日（水）午後5時（必着）

(3) 提出方法

質問書（様式第3号）に質問事項を簡潔に記載し、(1) 提出先に記載したアドレスへ電子メールにより提出すること。送信後は必ず電話による受信確認を行うこと。なお、本市は、電子メールの送受信に関するトラブルに関しては、一切責任を負わない。

(4) 回答

受け付けた質問に対する回答は、回答期間中に坂井市ホームページ上に掲載する。回答内容は、本要領の修正又は追加とみなす。なお、質問に対しての個別の回答や電話などによる対応は一切行わない。

9 書類様式

本要領に様式が示されているものについては、様式を使用すること。様式の定められていないものは任意とする。

様式番号	様式名	提出部数
様式第1号	プロポーザル参加申込書	正本1部
様式第2号	公募型プロポーザル参加資格に係る誓約書	副本7部

任意様式	業務実績確認書 ・参加資格(2)の要件を満たしていることを明示すること ・実績が確認できる契約(請書)書類等の写しを添付すること	(クリップ留め)
添付書類 1	決算報告書(直近3期分)	各1部 (クリップ留め)
添付書類 2	法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	
添付書類 3	・国税の納税証明書(直近1年分)	
添付書類 4	・主たる事務所所在地の地方税について滞納がない旨の証明書(直近1年分)	
任意様式	企画提案書 【記載必須項目】 ・共創事業に関する提案内容 ・実施スケジュール ・業務実施体制 ・資金計画	正本1部 副本7部 (クリップ留め)
様式第3号	質問書	

10 選定委員会の実施

(1) 選定委員会

本事業における優先事業者を選定するため、坂井市新産業共創事業提案プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置する。選定委員会において、次に示す審査基準に基づいて、企画提案書等の審査を行い、最優秀提案者(優先事業者)を1者選定する。審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 選定委員会の日時及び場所

企画提案書を提出した参加者に対し、別途通知する。

(3) 審査の基準

①企画提案書等の評価項目については、以下のとおりとする。

提出書類の評価項目

評価項目	評価事項
業務実績	・スタートアップ誘致や支援事業の実績があるか ・自治体との類似の事業実績があるか
業務内容への理解	・本事業の目的を十分理解した提案になっているか。
提案内容	・具体的で実現性の高い内容となっているか。 ・地域への経済効果が期待できる内容となっているか

実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業が適切に実施できる体制が確保されているか。 ・経験があり専門性を有する人材を配置しているか。
資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ・資金計画および外部資金の調達方法が実現可能なものとなっているか

②プレゼンテーション及びヒアリング審査

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

参加者は、提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこと。企画提案書等と異なる内容及び追加資料の配布は認めない。プレゼンテーションに続いて選定委員会によるヒアリングを行う。

- ①プレゼンテーションは、パワーポイント等のソフトウェアを使用して、企画提案書等の主旨を説明するものとし、時間配分は、1参加者につき、概ね35分程度とする。(説明20分程度、質疑応答15分程度)
- ②会場には、大型モニター、プロジェクタ、ポインタを用意する。パソコン、接続ケーブル等は持参すること、またマイクは使用しないこととする。
- ③プレゼンテーションの際に使用した電子データについてもPDFデータをCD等に格納して当日提出すること。

(5) 審査日程

令和7年3月5日(水)～令和7年3月12日(水) ※予定
会場や時間等の詳細は、別途通知する。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、文書により、プレゼンテーション参加者全員に通知する。併せて、最優秀提案者の名称等及び審査の総合点数について、市のホームページに掲載する。なお審査結果に関して、来訪や電話、電子メールによる問い合わせには応じない。

(7) 留意事項

参加表明書及び企画提案書の提出が1者である場合は、評価点の平均が60点以上で合格とする。平均が60点未満の場合、又は参加表明書及び企画提案書の提出がない場合は、再度公告して申込書等の提出期限を延長するものとする。その際、必要に応じて参加資格の変更等を行うことがある。

1.1 選定後について

選定された参加者は坂井市新産業共創事業の優先事業者とする。

1.2 失格

下記の項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記「プロポーザル参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書類等の作成の要領及び提出方法、提出期限を遵守しない場合
- (3) 企画提案書類等に虚偽の記載をしたことが発覚した場合
- (4) 2案以上の企画提案をした場合
- (5) 公平な審査を阻害する行為があった場合

1.3 その他

(1) 参加報酬及び経費等

参加者等への報酬等はない。また、参加申請書類及び企画提案書類作成に要した諸経費、旅費、その他プロポーザルの参加に要した一切の経費は、全額参加者の負担とする。

(2) 国の検査等への対応

本業務は、国の補助を受けて実施するため。国の検査等が入った場合、必要書類の提出及び事情聴取等をされることがあるため、必ず関係書類等を保管し検査に対応できるようにすること。

(3) 提出された書類等の取扱い

提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成されることがある。また、坂井市情報公開条例及び坂井市個人情報保護条例の規定に基づき、開示する場合がある。

1.4 担当部署（提出先及び問合せ先）

〒919-0592

福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地

坂井市総合政策部企画政策課

電話：0776-50-3013

E-mail：kikaku@city.fukui-sakai.lg.jp

担当：長谷川、廣嶋